

議案第 5 3 号

財産（建物）の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産（建物）を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年紫波町条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産

- | | |
|------------|--|
| (1) 所在地 | 紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 9 3 |
| (2) 種別 | 建物 |
| (3) 細目及び数量 | 構造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
建築床面積 1 5 5 . 5 0 平方メートル |
| (4) 取得予定価格 | 4 2 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| (5) 取得の相手方 | |
| 住所 | 岩手県紫波郡紫波町日詰字中新田 2 0 9 番地 1
ウッディーハウス寺澤 1 0 1 |
| 名称 | 紫波グリーンエネルギー株式会社
代表取締役 山 口 勝 洋 |

2 取得の方法 買入れ

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

紫波中央駅前エネルギーステーション事業を承継するため、建物を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。